

①<<都市再生>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	福岡市	シェアサイクル利 用促進に向けた 容積率の緩和	【現状】 シェアサイクル事業の推進には、利便性の高い場所に、さらなるポート(駐輪場)の確保が必要だが、容積率が障壁となり、民間ビル等のピロティや庇下にシェアサイクルポートが設置できない場合がある。	ピロティや庇下にシェアサイクルポ ートを設置すると、容積率に算入され る。	建築基準法第52条(第1項)、建築基 準法施行令第2条(第1項第4号及び 第3項)	建築基準法施行令第2条に「シェアサ イクルポート」を追加。 (前提:建築基準法第52条第1項に規 定する延べ面積にシェアサイクル ポートの床面積は算入される)	国土交通省	「シェアサイクルポート」等の自転車の停留又は駐車のための施設は、建築基準法施行令第2条第1項第4号イに規定されており、既に床面積の1/5まで緩和されていますが、更なる緩和が必要な場合には、建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度を活用することで、対応することができる可能性があります。